

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第53号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「同じ。」の右に「(以下「精神障害者等」という。)」を加え、同項ただし書中「前年分」を「前年」に、「前々年分」を「前々年。以下「基準年」という。分」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の所得税額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

- (1) 精神障害者等が婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。）をしていないもののうち、所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（所得税法施行令第11条第2項に規定する者に限る。）を有するものである場合においては、当該精神障害者等を同法第2条第1項第30号イに規定する寡婦とみなす。
- (2) 精神障害者等が婚姻によらないで父となった男子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（所得税法施行令第11条の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、基準年の所得税法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該精神障害者等を同項第31号に規定する寡夫とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、平成30年9月分の入院費（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29

条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院に要する費用をいう。以下同じ。) から適用し、同年8月分までの入院費については、なお従前の例による。

(こころの健康増進センター)